

令和6年度 長崎県オンライン就職フェア開催等業務委託 技術提案書作成要領

長崎県未来人材課

本書は、「令和6年度 長崎県オンライン就職フェア開催等業務委託」に係る提案書の作成要領を提示するものである。

1 技術提案書の構成

構成は次のとおりとし、(1)～(4)はそれぞれ別紙「評価基準表」の項目を審査するために使用する。

- (1) 事業の目的（事業実施方針）
- (2) 事業の提案内容（企画、資料案及び実施方法等について）
- (3) 事業の効果
- (4) 実施体制、業務実績及び経理処理能力

2 技術提案書の内容

(1) 事業の目的（事業実施方針）

- ・別紙「評価基準表」中の評価項目「事業の目的（事業実施方針）」を審査するものである。
- ・半導体・IT関連産業分野（以下「成長分野」という。）にかかる人材確保を支援するため、本県成長分野の魅力を発信し、主に県外の就職・転職希望者を確保するという、事業の趣旨を踏まえた具体的な実施方針等を記載すること。

(2) 事業の提案内容（企画、資料案及び実施方法等について）

- ・別紙「評価基準表」中の評価項目「事業内容の妥当性」及び「実施方法の妥当性、独創性」を審査するものである。
- ・企業面談会の開催時期（年3回）について、就職・転職市場の動向や他の類似イベントの開催状況等を踏まえ、最も事業効果が高く、かつ実現可能な時期を提案するとともに、その理由を具体的に記載すること。
- ・企業面談会の開催及び企業情報（仕事内容・雇用条件・福利厚生等）・成長分野の魅力発信動画等の発信のために作成する専用ホームページについて、構成や掲載イメージなど具体的に記載すること。
- ・企業面談会で使用するオンラインコミュニケーションツールを記載したうえで、実際のエントリーから企業とのマッチングに至るまでの手順を、具体的に記載すること。
- ・参加者の募集について、大手転職サイトの活用など、閲覧者を企業面談会の参加に誘導する仕組みについて具体的に記載すること。また、ダイレクトメールの配信方法について具体的に記載すること。なお、大手転職サイト等への個別企業の有料求人広告

の掲載は本業務の対象外であり、企業の求めにより掲載する場合は、県はその掲載に必要な一切の費用を負担しないものとする。

- ・複数の SNS において作成する事務局アカウントのプロフィールのイメージとその運用計画（投稿イメージやその頻度等）について記載すること。また、SNS 等を活用したターゲティング広告について、企業面談会への参加者を集めるための効果的な手法を記載すること。（例：Instagram 広告、漫画サイト広告等）
- ・広報媒体（チラシ・ポスター等）の作成・掲載について、掲載計画（掲載場所や部数等）を記載すること。
- ・参加企業の人材確保につながるよう、企業面談会当日の企業説明にかかるアドバイスや説明資料の作成支援、参加企業のプレゼンテーション能力向上を図るための支援について効果的な手法を記載すること。
- ・企業面談会の効果を高め、参加企業等への就職につながるよう、キャリアアドバイザーを活用した参加者へのフォローについて具体的な手法を記載すること。
- ・その他、事業の効果を上げるための独創性のある提案があれば、併せて記載すること。

（３）事業の効果

- ・別紙「評価基準表」中の評価項目「事業の効果」を審査するものである。
- ・提案内容によりどのような効果を生み出すか、業務目標の達成につながる具体的な目標（例：集客数、面談数等）を設定すること。目標の設定理由や把握の手法及び事業効果の検証手法について記載すること。

（４）実施体制、業務実績及び経理処理能力

- ・別紙「評価基準表」中の評価項目「実施体制、知見・専門性の有無」、「業務実績」、「経理処理能力」を審査するものである。
- ・本業務の実施体制を具体的に記載するとともに、事業の効果（実績）に寄与すると考えられる社内外のリソース等についても併せて記載すること。
- ・過去３年以内に完了した類似業務の実績（業務内容、契約相手、金額、実施効果等）を示すこと。
- ・過去の類似業務の実績により、どのような効果があがったか、数値を用いた具体的な記載があることが望ましい。

３．技術提案書様式、提出部数等

- （１）技術提案書は A4 サイズを基本とし、A3 サイズを使用する場合は折り込むこと。
- （２）技術提案書の様式は任意とする。
- （３）技術提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ 1 式を 5 部提出すること。うち 1 部は応募者名を記載し、残り 4 部については応募者名を記載しないこと。
- （４）提案は 1 件とすること。
- （５）宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

4 . 留意事項

落札したものが提出した技術提案書は、仕様書とともにそのまま契約書に添付され、本業務の実施計画書になることを想定しているため、確実に実施可能な内容を記載すること。技術提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となることに留意すること。